

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月13日 秋田地方法務局 登記官 但野好次

記

意見又は資料の提出先

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局登記部門（筆界特定室）

電話 018-862-1442

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
第4100-2024-0001号	秋田市河辺三内字五郎谷地	2	田	30
第4100-2024-0002号	秋田市河辺諸井字野田	147	山林	680
第4100-2024-0003号	秋田市河辺諸井字野田	147-1	山林	677
第4100-2024-0004号	秋田市河辺諸井字野田	147-2	山林	677
第4100-2024-0005号	秋田市河辺諸井字野田	147-3	山林	680
第4100-2024-0006号	秋田市河辺諸井字野田	147-4	山林	677
第4100-2024-0007号	秋田市河辺神内字船沢境	14	ため池	52
第4100-2024-0008号	秋田市河辺神内字鶴巻	27	原野	13
第4100-2024-0009号	秋田市河辺神内字鶴巻	8	畑	416
第4100-2024-0010号	秋田市河辺神内字鶴巻	20	畑	19
第4100-2024-0011号	秋田市河辺神内字田ノ沢	3-2	原野	99
第4100-2024-0012号	秋田市雄和平尾鳥字修羅沢	146-2	山林	495
第4100-2024-0013号	秋田市雄和平尾鳥字修羅沢	21	畑	62
第4100-2024-0014号	秋田市雄和平尾鳥字修羅沢	11	原野	595
第4100-2024-0015号	秋田市雄和平尾鳥字修羅沢	151-1	原野	169
第4100-2024-0016号	秋田市雄和平尾鳥字修羅沢	7	墓地	343
第4100-2024-0017号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	57-1	山林	2482
第4100-2024-0018号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	57-3	山林	1804
第4100-2024-0019号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	58-1	山林	606
第4100-2024-0020号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	32	山林	661
第4100-2024-0021号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	15	原野	694
第4100-2024-0022号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	114	墓地	239
第4100-2024-0023号	秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	17	墓地	79
第4100-2024-0024号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	50-1	宅地	374.67
第4100-2024-0025号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	50-2	宅地	141.63
第4100-2024-0026号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	58-1	保安林	171
第4100-2024-0027号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	160-1	山林	330
第4100-2024-0028号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	63-1	宅地	7.57
第4100-2024-0029号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	63-2	公衆用道路	32
第4100-2024-0030号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	110	山林	859
第4100-2024-0031号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	93-1	雑種地	35

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
第4100-2024-0032号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	75	墓地	316
第4100-2024-0033号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	73	墓地	115
第4100-2024-0034号	秋田市雄和平尾鳥字藤森	26-1	宅地	719.78
第4100-2024-0035号	男鹿市船越字寺後	16	墓地	271
第4100-2024-0036号	男鹿市船越字寺後	55	墓地	396
第4100-2024-0037号	男鹿市船越字寺後	65	墓地	247
第4100-2024-0038号	男鹿市船越字船越	272	墓地	647
第4100-2024-0039号	男鹿市船越字船越	287	墓地	1031
第4100-2024-0040号	男鹿市脇本脇本字脇本	60	墓地	280

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年6月25日 秋田地方法務局 登記官 但野好次

記

- 1 手続番号
第4100-2024-0041号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺和田字堀切沢 26番
- 3 地目
原野
- 4 地積
184平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
〒010-0951
秋田市山王七丁目1番3号
秋田地方法務局登記部門（筆界特定室）
電話 018-862-1442

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年11月1日 秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

(1) 第4100-2024-0042号

（中止前の手続番号 第4100-2023-0007号）

(2) 第4100-2024-0043号

（中止前の手続番号 第4100-2023-0008号）

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

(1) 秋田市檜山川口境37番

(2) 秋田市檜山川口境37番1

3 地目

(1) 畑

(2) 墓地

4 地積

(1) 2135平方メートル

(2) 247平方メートル

5 意見又は資料の提出先

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局登記部門（筆界特定室）

電話 018-862-1442